

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>(加入電話契約申込の承諾)</p> <p>第13条 当社は、加入電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(加入電話契約申込の承諾)</p> <p>第13条 当社は、加入電話契約の申込みがあったときは、<u>その契約者回線の終端の場所が当社が別に定める区域となる場合（その区域ごとにその加入電話契約の申込みの日が当社が別に定める日以降である場合に限り）</u>を除き、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(契約者回線の異経路)</p> <p>第18条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、加入電話契約者（臨時加入電話契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条（収容電話サービス取扱所）第1項に規定する電話サービス取扱所以外の当社が指定する電話サービス取扱所（同項に規定する電話サービス取扱所の所在する単位料金区域内の電話サービス取扱所とします。）の取扱所交換設備に収容することがあります。</p>	<p>(契約者回線の異経路)</p> <p>第18条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合（<u>その契約者回線の経路及び終端の場所が当社が別に定める区域となる場合は、その区域ごとにその異経路の請求の日が当社が別に定める日の前日までである場合に限り</u>）において、加入電話契約者（臨時加入電話契約者を除きます。）の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社は、その契約者回線を第11条（収容電話サービス取扱所）第1項に規定する電話サービス取扱所以外の当社が指定する電話サービス取扱所（同項に規定する電話サービス取扱所の所在する単位料金区域内の電話サービス取扱所とします。）の取扱所交換設備に収容することがあります。</p>
<p>(契約者回線の利用休止)</p> <p>第20条 当社は、加入電話契約者（タイプ1に係る契約者に限り、以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び電話番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(契約者回線の利用休止)</p> <p>第20条 当社は、加入電話契約者（タイプ1に係る契約者に限り、以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者回線の利用休止（その契約者回線及び電話番号を他に転用することを条件として、その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 当社は、<u>加入電話契約者から再利用の請求があったときは、第13条（加入電話契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</u></p>
<p>別記</p> <p>1 電話サービスの提供区域等</p> <p>(1) 電話サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>都 道 府 県 の 区 域</p> <p>(略)</p> </div> <p>(2) (略)</p>	<p>別記</p> <p>1 電話サービスの提供区域等</p> <p>(1) 電話サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。 <u>ただし、当社が別に定める日において加入電話の提供を終了する当社が別に定める区域を除きます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>都 道 府 県 の 区 域</p> <p>(略)</p> </div> <p>(2) (略)</p>

新旧対照

旧	新
	附 則（令和8年4月21日東経営第000200000827号） この改正規定は、令和8年5月1日から実施します。